

国勢調査についてのお願い

来る10月1日には全国いつせいに国勢調査が行われます。

国勢調査は5年ごとに行われるもので国内人口の状況を調べ、今後5ヶ年間に於けるわが国の政治、行政の基礎資料を作るもつとも大切な調査です。

この調査では皆様の世帯にふだん住んでおられるすべての人について、1人もれなく申告していただくことになっております。すなわち皆様1人々々の正しい申告をもとにして、正しい統計を作り、私たちの住んでいる村や町、県や国の正しい政治を行うことができるのです。そして私たちの平和で明るい生活ができるのです。

調査に当っては、先づ皆様の住んでおられる市町村の国勢調査員が、9月24日から9月30日までの一週間に皆様のお宅を訪問して、国勢調査票を配付し、いろいろの調査事項の説明を行いますから調査票をよく読んで、若しもわからないことや、疑問の点がありましたなら御遠慮なく国勢調査員におたずね下さい。なお皆様の申告されたことは、統計を作るために使うだけで、税金やその他の目的には絶対に使用しませんから、安心してありのままの事実を正しく申告するようにお願いします。

皆様にはお忙しいところ誠に恐縮とは存じますが、今回の国勢調査の目的を十分達成できるように御協力されることを切に望みます。

昭和30年国勢調査宣伝実施要領

茨 城 県

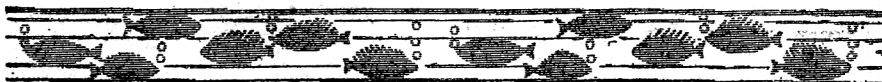
1. 趣 旨

今回実施される昭和30年国勢調査の重要性にかんがみ、これが調査趣旨の周知徹底と統計思想の普及を図るために諸種の宣伝事業を行い、一般県民の理解ある積極的な協力を要請して所期の目的を達成する。

2. 要 領

種 別	期 間	実 施 要 領
予 想 人 口 の 懸 賞 募 集	メ切 9 月 30 日	昭和30年国勢調査における本県人口の予想数を広く県民から懸賞募集して、1位(1名)、2位(2名)、3位(5名)、4位(25名)に賞品を贈る。なおこの募集広告は朝日、毎日、読売、いはらき新聞、NHKおよび県の各課局、教育庁などの機関誌(紙)に依頼すると共に宣伝ビラ2万5千枚を作成して、各市町村および小中学校、高等学校に配付する。 この応募規定は23頁参照のこと。
新 聞、ラ ジ オ の 利 用	9 月 中 旬 から 9 月 下 旬 まで	三大新聞の地方版、いはらき新聞及びNHKの「県民の時間」を利用して、国勢調査の趣旨とその重要性を強調し、一般県民の協力を要請する。なお特に9月下旬には県実施本部長の談話を発表する。

統計機関誌（紙）の利用	7月 中旬 から 9月 下旬 まで	調査趣旨の重要性と調査要領及び注意事項などを「茨城調査時報」、 「調査茨城」に特集号として収載する。
「福祉茨城」その他機関誌（紙）などの利用	8月 月上旬 から 9月 下旬 まで	県の各課室局の発行している各機関（紙）紙を利用して、調査趣旨の 重要性と国勢調査の標語などを収載するように依頼する。
懸垂幕及び 横断幕の掲揚	9月 1日 から 10月 1日 まで	県庁玄関前及び各地方事務所、各市役所に懸垂幕を、県内主要駅（水 戸、日立、土浦、取手、下館）及び県宣伝車3台に横断幕をそれぞ れ掲揚して、旅行者、通勤者及び一般行人などに宣伝する。
宣伝車の利用と チラシの配付	9月 月上旬 から 9月 下旬 まで	宣伝車を利用して県の宣伝班を2つ編成し、県内各市町村を巡回し ながら国勢調査の啓蒙宣伝を行い、一般県民の協力を要請する。な お同時に宣伝用チラシ2万5千枚を作成して配付する。
主要駅及び映画館の スピーカー利用	9月 1日 から 9月 30日 まで	県内主要駅（水戸、日立、土浦、取手、下館）及び映画館のスピー カーを利用して、旅客及び観衆に対し調査の協力を要請する。
宣伝用ポスター、ス テッカーの利用	8月 月上旬 から 9月 下旬 まで	統計局作成の宣伝用ポスター14,500枚、ステッカー10,000枚を各市 町村に配付して、最も宣伝効果のある場所に展示する。 たとえば駅、停留場、百貨店、映画館、汽車、電車内、官公庁、 会社、市町村の掲示板など。
学校用パンフレット ポスターの配付		教育庁及び学校関係者の協力によつて統計局作成のパンフレット （教師、児童用）、ポスターを高等学校及び小、中学校へ配付する。
スライド写真及び幻 灯機の利用	8月 月上旬 から 9月 下旬 まで	統計局作成のスライド写真（指導員用2組、一般用2組）及び幻灯機 （2台）を利用して、県内の主要市町村における映学会を開催する。 更に県としては国勢調査の宣伝用スライドを100枚作成して、県内 の常設映画館に上映を依頼する。
野立看板の仮設	8月 1日 から 10月 1日 まで	野立看板を県庁前及び水戸市の適当な場所に仮設して、一般行人 に宣伝する。
記念スタンプの作成	9月 1日 から 9月 30日 まで	国勢調査の記念スタンプを2種作成して、県の發送文書に押印す る。



昭和30年国勢調査 市町村関係指示事項(抜すい)

総 理 府 統 計 局

1. 調査区及び調査区地図の修正について

昭和30年国勢調査調査区の設定については、去る5月31日をもって一応その事務を終了したが、その後においても市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更等によつて調査区の修正を必要とする場合が予想される。この場合には、昭和30年国勢調査調査区設定要領第5(昭和30年国勢調査調査区の修正について)により引き続き調査区及び調査区地図の修正を行い、昭和30年10月1日現在をもつて確定するよう指導されたい。

2. 国勢調査員の資格要件等につらて

昭和30年国勢調査の事務に従事する国勢調査員の資格要件については、全国都道府県統計主管部課長会議における指示及び注意事項3 国勢調査員の選考と配置についての項で述べられているが、このうちの第5号及び第6号に關し疑義のある向もあるので、次のとおり補足致しますから御了知下さい。

なお、国勢調査員に対しては、人事院規則14—7および同指令14—3の規定によつて、国家公務員法および右規則の政治的行為の禁止又は制限に関する規定は適用されないものと解せられるが、国勢調査員たる者は世帯訪問に當つてこれらに関する種々の誤解を受けることのないよう指導方御配慮願います。

記

1. 徴税事務等に直接関係のある者の中には、市町村役場の職員等が臨時的に徴税の事務を応援した程度の者は含まれないものとする。
2. 選挙関係者の中には、国勢調査員として世帯を訪問した際選挙運動を行うおそれのある者を指しているので、選挙管理事務を行う者等は含まれないものとする。
3. 国勢調査指導員及び国勢調査員の任命及びその職務執行期間について

国勢調査指導員は7月31日付で、国勢調査員は8月31日付でそれぞれ任命し、いずれも10月15日をもって解任するものであるから了知ありたい。

なお、国勢調査員の職務執行期間は令第10条により9月24日から10月15日までと定められているが、その行う準備調査は9月24日から30日までに完了し、実地調査は10月1日から3日までのできるだけ早い時期に完了せしめるよう指導されたい。

4. 国勢調査員証について

国勢調査員に対しては、その身分を証明するため「国勢調査員証」(左記様式)を交付することとしたから、国勢調査員はこれを必ず携行して調査に當るよう指導されたい。

なお、国勢調査員証の発給事務は各市町村長に委任するが、その発給番号は、市区町村ごとに「一」から始まる一連番号とする。

(表)

発給番号第 号
国勢調査員証
氏名
職務執行期間 昭和三十年九月二十四日から昭和三十年十月十五日まで
右の者は昭和三十年国勢調査の国勢調査員であることを証明する
昭和三十年八月三十一日
総 理 府 統 計 局 長 印

(裏)

統計法(抄)
第五条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。
(後略)
第十四条 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない。
第十五条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。
(後略)

5. 国勢調査員の擔当調査区を指示する方法について

国勢調査に當つて、世帯の重複脱漏を防ぐためには、まず国勢調査員に担当調査区を明確には握させる必要があるから、担当調査区の字名及び番地を指示するとともに

に、必ず次のいずれかの方法により図面でその地域を明示するよう指導されたい。

1. 市区町村において照査表裏面の調査区要図を記入する個所に、市区町村調査区地図に基きあらかじめ担当調査区と隣接調査区との境界その他主要な道路、地物等を明瞭に記入して国勢調査員に交付する。

6. 調査票及び照査表の都道府県名、市町村名等の記入について

調査票及び照査表の都道府県名、市町村名等の記入については、次の取扱いによるよう指導されたい。

1. 調査票の都道府県名、市郡支庁名、区町村名及び調査区番号は、国勢調査員が記入することになっているが、市町村長は、国勢調査員に配布する調査票のうち1枚にこれらの欄の記入を行い、調査票の配布を行うものとする。

なお、各調査票のこれらの欄の記入は、なるべく市町村において適当な印を作成し、国勢調査員に配布する全調査票に押印して行うものとする。

2. 照査表の都道府県名、市郡市庁名、区町村名及び裏面の調査区の区域は、市町村長が記入した上国勢調査員に配布するものとする。

7. 自衛隊地域の調査について

自衛隊地域(後置番号6の調査区)の調査については、「国勢調査の手引(自衛隊地域用)」によることとなるが、特に次の点に留意し調査の実施の遺憾のないよう、自衛隊地域のある市町村の長に指示されたい。

1. 市町村長は、各自衛隊地域にある自衛隊の責任者と協議の上、自衛隊員中の1名を国勢調査員として選考する。

2. 営舎内又は艦船内居住者以外の者で自衛隊地域内に常住する者については、国勢調査員が一般の調査票を用いて調査する建前であるが、国勢調査指導員が調査の事務を分担しても差し支えない。

8. 世帯及び世帯員のは握について

今回の調査は、前回と同様にいわゆる常住地主義を採用しているが、前回と異り、氏名、続柄等一部の調査事項については自計申告の方法を採用している。従つて、世帯及び世帯員の正確な把握のためには、国勢調査指導員、国勢調査員のみならず、申告者にまで常住の意味を徹底させる必要があるから、この点の指導に万全を期せられるとともに、調査の実施に当つては、世帯主が世帯員を正確に申告しているかどうかを国勢調査員が必ず確認するよう指導されたい。

9. 照査表裏面の「調査区の概況」欄の記入について

照査表裏面の「調査区の概況」欄は、国勢調査員からの

照査表の提出をまつて、市町村長が次の要領によつて記入するよう指導されたい。

1. この欄には、後置番号が1の調査区だけについて記入する。

2. 各調査区が3に述べる(1)から(7)までのどれに当るかを判断し、該当する欄に○印を記入する。該当する欄が2つ以上あるときは、それぞれの欄に○印を記入する。その調査区がどの欄にも該当しないときは、各欄にわたり斜線を引く。

3. 各欄の内容は、次のとおりである。

(1) 普通住宅 3割以上 普通の住宅(店舗や工場などの附属していない専用住宅)が調査区の世帯数の約3割以上ある調査区。

(2) 公営住宅 3割以上 公営住宅(県営住宅市営住宅など)が調査区の世帯数の約3割以上ある調査区。

(3) 社宅 3割以上 会社や工場などの社宅が調査区の世帯数の約3割以上ある調査区、又は人口の約3割以上が会社、工場、学校などの寄宿舎に住んでいる調査区。

(4) 農家 3割以上 農家が調査区の世帯数の約3割以上ある調査区。

(5) 漁家 2割以上 漁家が調査区の世帯数の約2割以上ある調査区。
半農、半漁の家は漁家とみなす。

(6) 商店、事務所 2割以上 商店や事務所が、調査区の世帯数の約2割以上ある調査区。

(7) 工場 2割以上 工場(家族だけでやっている小さな町工場を含む)が、調査区の世帯数の約2割以上ある調査区。

10. 照査表及び要計表の作成について

今回の調査に当つては、調査票の附属書類として、国勢調査員は照査表を、市町村表及び都道府県知事は要計表を作成する。

照査表は準備調査の結果を示すだけでなく、速報人口を算出するための要計表の基礎ともなるものである。従つて、照査表については調査票との対照検査を励行するとともに要計表についてもその作成について細心の注意を払うよう指導されたい。

11. 要計表の作成について

自衛隊地域(後置番号6の調査区)及び矯正施設のある地域(後置番号5の調査区)の調査について、一般の調査票と異なる国勢調査特別調査票を用いることとなつている。このため、都道府県要計表、郡支庁要計表及び市区町村要計表には、これを区分して記入することとなるが特に市区町村要計表の作成に当つては、次の注意が必要

であるから誤りのないよう自衛隊地域又は矯正施設のある市町村の長に指示されたい。

市区町村要計表の小計合計欄のうち、国勢調査特別調査票に関する部分については、調査単位数及び人員の男女別数をも記入することとなっているが、これらはいずれも特別照査表の記入から直接に算出するものとする。

12. 調査関係書類の整理方法について

1. 調査関係書類は次の方法によつて整理するよう指導されたい。

(一) 調査票及び調査区表紙

調査票は各市町村において、1調査区ごとに、一般の調査票は記入面を上にし、特別調査票は表面を上にして「調査票通し番号(調査区につき)」の第1号の調査票が一番上になるように番号の順に重ね、その上に調査区表紙をのせて、表紙の左側○印の個所を本局から送付する「コヨリ」(2つ折にして使用する)で綴る。

1調査区で、一般の調査票と特別調査票とがある場合は、一般の調査票を上にして一綴りにする。

調査区表紙は、各市町村において、一調査区について一枚作成するものとし、市町村記入欄に青インキ又は墨で「都道府県名」、「市郡支庁名」、「区町村名」「調査区番号」及び「調査票枚数」を明瞭に記入する。「調査票枚数」には、一般の調査票と特別調査票の枚数をそれぞれ該当の個所に記入し、該当の調査票がない場合は「0」枚と記入する。

なお、「無世帯」の調査区についても調査区表紙を作成する。

(二) 照査表

照査表(特別照査表を含む)は、各市町村において、「調査区番号」順に重ね、その上に市区町村名を標示した適当な紙を添えて、上部○印の個所を綴る。

照査表が1市区町村で200枚をこえるような場合はおおむね100枚ごとに一綴りする。

13. 調査もれ及び重複調査の申出のあつた場合の処置について

調査を受けなかつた者及び重複して調査を受けた者は10月7日までに、市町村長に申し出ることとなっているが、このような申出のあつた場合は、市町村長が適確情況判断を行い、おおむね次の要領で処置するよう指導されたい。

1. 調査もれの申出のあつた場合

(一) 住居のあるものについては、その住居のある調査区の担当国勢調査員に連絡する。

(二) 住居のないものについては、申出のあつた市町村役場の所在する調査区の担当国勢調査員に連絡す

る。

2. 重複調査の申出のあつた場合

重複して調査された調査区の担当国勢調査員に連絡する。

14. 調査趣旨の普及について

本局においては、調査趣旨を普及するため、新聞、ラジオ等を通じて一般宣伝を行う予定であるが、地方においてもそれぞれの特殊事情を考慮の上普及宣伝に努め、国勢調査員の活動を円滑ならしめるよう配慮されたい。

15. 人口移動の防止について

調査の時期に被調査者が不在であることは、調査上不都合を来す恐れが多いから、その時期には、なるべく不急の催し物を計画することを避けるよう関係の向と連絡するとともに、なるべく各人が常住地を離れないで調査に協力し得るよう一般に周知せしめられたい。

16. 附帯調査について

附帯調査を行うことは、申告者、国勢調査員の負担を大にし、ひいては、調査の精度に重大な影響を及ぼすおそれがあるので、これを認めない方針であるから了知ありたい。

17. 特殊な地域又は特殊な人口の調査について

今回の調査においては、次に掲げる特殊な地域又は特殊な人口の調査について、それぞれ特別な方法を講ずることとしているが、その事務はいずれも市町村長を通じて行われるものであるから、その指導につき格別の考慮を払われたい。

1. 自衛隊地域

(一) 国勢調査員 自衛隊職員中から任命する。

(二) 調査票 営舎内及び艦船内居住者については特別調査票(自)を、営舎外居住者で自衛隊地域内に居住する者については一般の調査票を用いる。

(三) 調査の単位 営舎内居住者については、おおむね250名をもつて1単位とし、艦船内居住者については、各艦船を1単位とする。

(四) 調査に対する協力方については、防衛庁から各隊に連絡を行う予定であるが、地方においても各隊との連絡を密にするものとする。

2. 矯正施設

(一) 国勢調査員 矯正施設の職員中から任命する。

(二) 調査票 刑の確定している収容者については、特別調査票(矯)を、構内に居住する職員については、一般の調査票を用いる。

(三) 調査の単位 刑の確定している収容者については、おおむね250名をもつて1単位とする。

(四) 調査に対する協力方については、法務省から各隊

設に連絡を行う予定であるが、地方においても各施設との連絡を密にするものとする。

3. 駐留軍、国連軍地域

(一) 要すれば国勢調査員の選考について特別の考慮を払うものとする。

(二) 調査に対する協力方については、本局においても関係方面に依頼を行う予定であるが、地方においても関係の向と連絡を密にするものとする。

4. 水面調査区

要すれば国勢調査員の選考について特別の考慮を払うものとする。

5. 外国人

(一) 要すれば国勢調査員の選考について特別の考慮を払うものとする。

(二) 外国人のうち英語を解する申告者に対しては、必要に応じ、参考のため、調査票の英訳を配布する。

(三) 外国人については、特にその協力を得ることが必要であるから、調査の実施に当つては、特に慎重を期するものとする。このために本局においても関係方面と連絡を行う予定であるが、地方においても関係の向と連絡を密にするものとする。

6. 住居不定者

公園、簡易旅館、駅の周辺、ガード下等における住所不定者については調査もれのおそれがあるから、別に指示する方法に従い、調査もれのないように特に注意を払うものとする。

18. 矯正施設地域の折査について

矯正施設のある地域(後置番号5の調査区)の調査については、「国勢調査の手引(矯正施設用)」によることとなるが、特に次の点に留意し調査の実施に遺憾のないよう矯正施設のある市町村の長に指示されたい。

1. 市町村長は、矯正施設の責任者と協議の上、その職員中の1名を国勢調査員として選考する。
2. 未決の収容者で自宅のない者等については、一括して別の準世帯とし一般の調査票を用いて調査を行う。
3. 施設内に常住する職員等については、国勢調査員が一般の調査票を用いて調査する建前であるが、必要があれば国勢調査指導員が調査の事務を分担しても差し支えない。

19. 水面調査区の調査について

水面調査区(後置番号8の調査区)の調査に当つては、次の点を留意するよう指導されたい。

1. 調査の対象となる船舶

10月1日午前零時現在に停泊中の船舶のほか、調査日(10月1日)前に本邦の港湾を發し10月3日までに本邦の港湾に入港した船舶についても調査する。

なお、今回の調査では、外国船舶については、調査しないこととなっている。また自衛隊の使用する船舶については、その船舶が籍を置く地方総監部で一括して調査することとなるので水面調査区では調査を行わない。

2. 照査表及び水面調査区要図の作成

照査表は、実地調査の際に作成する。水面調査区要図は、陸上の調査区の要図の作り方に準じて作成し、船舶のあつた個所には、△の記号を付し、その中に世帯番号を記入する。

3. 船舶調査済証の貼付

1船舶の調査が終るごとに本局から送付する船舶調査済証を各船舶の外から見やすい所にのりて貼付する。

20. 外国人の調査について

外国人の調査に当つては、調査に対する理解と協力を得ることが必要であるから、国勢調査員の選考、配置及び訓練には特に注意するよう指導されたい。

なお、外国人のうち英語を解する申告者に配布する国勢調査調査票の英訳は、調査の際参考として用いるものであるから、これに記入したものをそのまま提出することなく、記入事項を邦訳の上、必ず国勢調査調査票に転記し、英訳調査票をそえて提出するよう指導されたい。なお、この場合、国勢調査調査票の世帯主または世帯の代表者氏名欄には、国勢調査員が記名押印する。

英訳調査票は、市町村において、国勢調査調査票の審査終了後焼却するよう指示されたい。

21. 住居不定者の調査について

住居の一定していない者については、調査もれとなりやすいから、次の点に注意して調査の万全を期するよう指導されたい。

1. 旅館、宿泊所等の調査に当つては、宿泊入中住居の一定していない者がいないかどうかを必ず確める。
2. 公園その他一般に人の居住しない場所で就寝する浮浪者については、そのような者のいる場所を予め確め要すれば、そのような地域の一覧表を作成しておき、国勢調査員が1人で調査することが困難であると認められた調査区には、特別の係員(市区町村の統計関係職員をもつてあてる。)を置く。
3. 前項のような調査区の調査に当つては、できる限り10月1日午前零時を期して各調査区一斉に調査を開始するものとする。この場合、警察の協力を求めることは差し支えないが、警察官が直接調査に携わるのではないようにする。
4. 浮浪者の「世帯主との統柄」(2欄)には、すべて「住居不定者」と記入する。この場合、いわゆる家族づれのものであつてもすべて「住居不定者」と加入する。